

紀の川市新型インフルエンザ等
対策行動計画の概要

I 行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- 基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成 24 年 5 月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。
- 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」）を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 特措法第 8 条に基づき、今回新たに紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

4. 対象となる新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等
（特措法第 2 条第 1 号）

② 新型インフルエンザ等感染症
（感染症法第 6 条第 7 項）

① 新感染症
（感染症法第 6 条第 9 項）

⇒ 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
（特措法第 2 条第 1 号において限定）

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※新型インフルエンザ…新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないもの。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なる。

Ⅱ 紀の川市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

市行動計画に基づき、市、国、県、事業所等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

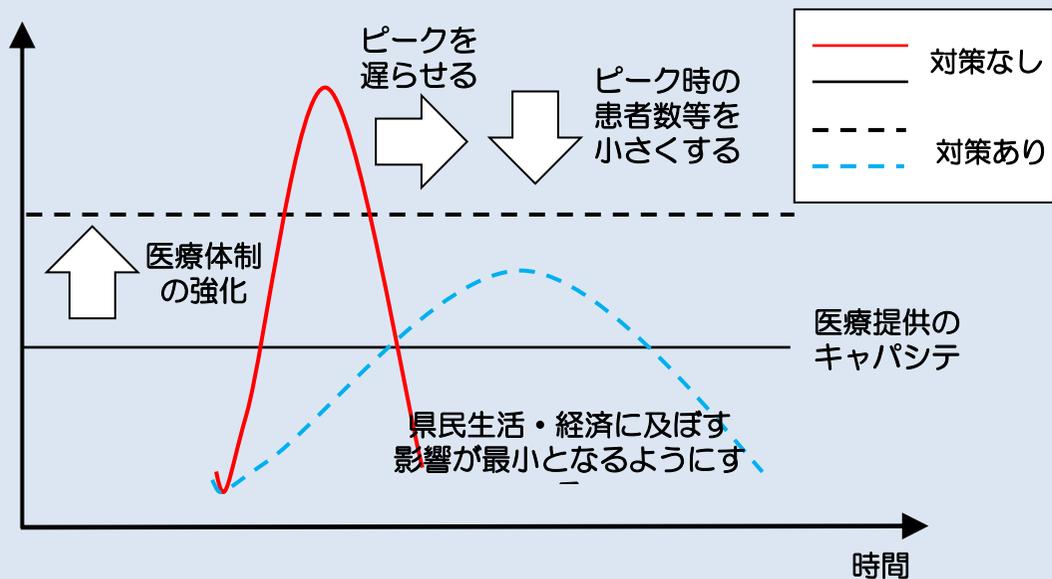
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携・協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図

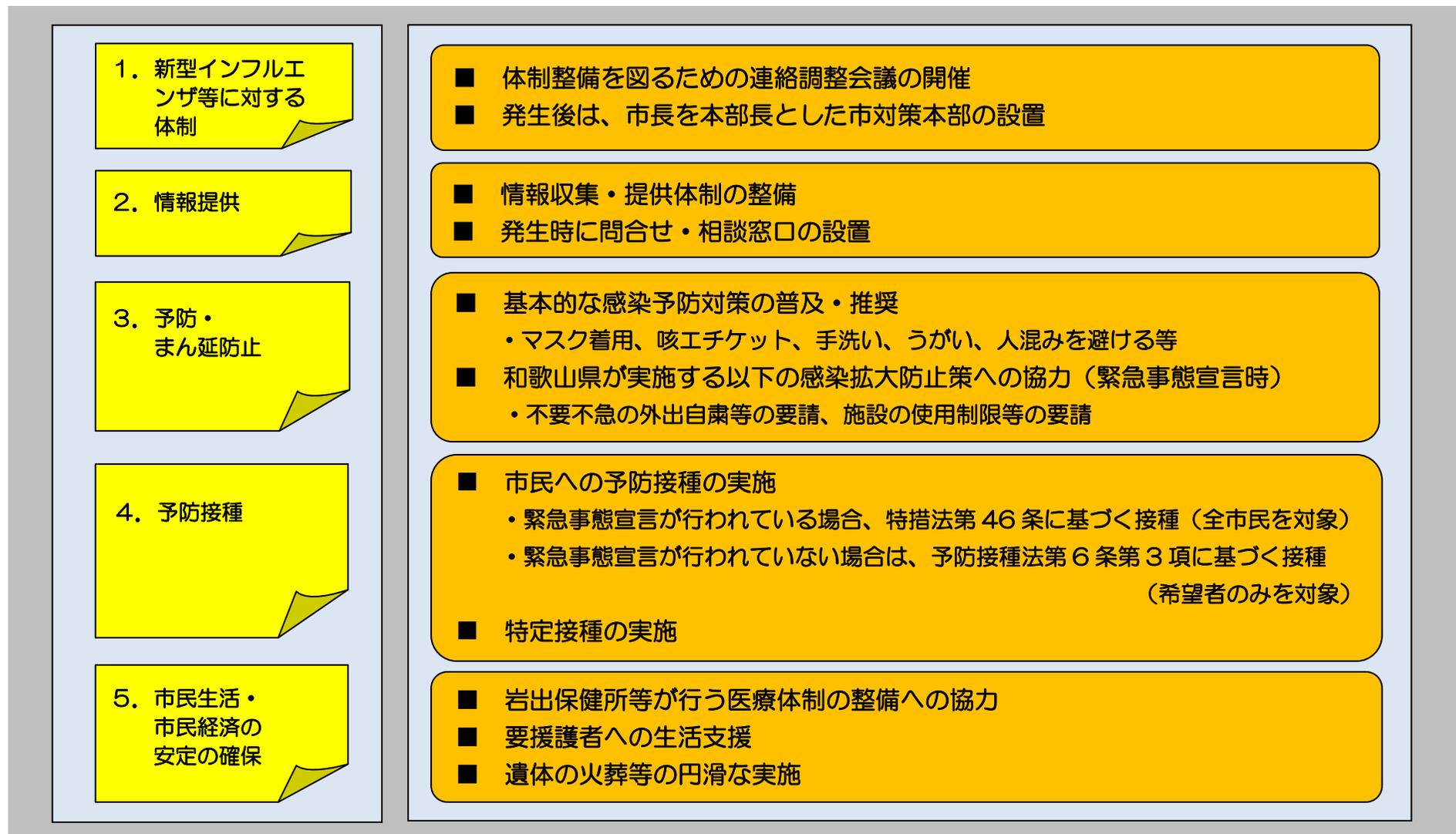


被害想定	紀の川市	和歌山県	全国
人口 (H22年 国勢調査)	6万5,840人	約100万人	約1億2,806万人
り患者数(25%)	1万6,460人	約25万人	約3,200万人
※アジアインフルエンザ並みの致命率 0.53%による推計			
外来患者数 (国は医療機関受診数)	約6,900人 ～約12,700人	約11万人 ～約19万人	約1,300万人 ～約2,500万人
入院患者数(上限値)	約300人	約4,800人	約53万人
死亡者数(上限値)	約100人	約1,600人	約17万人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の本市の医療体制等を一切考慮していない。

Ⅲ 市行動計画のポイント

- ▶ 特措法に基づく初の行動計画。
- ▶ 特措法で盛り込まれた各種の対策等を記載。



※ 緊急事態宣言…新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。

IV 各発生段階における対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備及び準備 発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 市民生活・経済への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活、経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続行動計画の策定等 体制の整備及び連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡調整会議の開催 市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部 市内での感染対策等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部 市内での感染対策等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部 市内感染期の対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価、見直し 流行の第二波に備えた体制整備 状況により市対策本部の廃止
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、提供について庁内外の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、共有の強化 多様な手段による情報提供 コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、共有の強化 多様な手段による情報提供 コールセンター等の体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、共有の強化 多様な手段による情報提供 コールセンター等の体制の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、共有の強化 多様な手段による情報提供 コールセンター等の体制の継続等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し 第二波に備えた情報共有、提供 コールセンター等の体制の縮小等
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人における感染対策の普及等 施設等における感染予防策等の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の推奨 学校等における感染対策等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の周知等 まん延防止対策の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者等への感染対策実施の要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者等への感染対策実施の要請 通常業務等の縮小等 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波備え、まん延防止策の見直し
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>◆緊急事態宣言発出時、特措法に基づく本市対策本部に移行</p> </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>◆緊急事態宣言発出時</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う外出自粛等の要請、学校等の施設の使用制限等の要請の協力 </div>						

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種、住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備、開始 ・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の実施 ・住民接種の準備、開始 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆緊急事態宣言発出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市民を対象とした予防接種の実施 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の継続 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民接種の継続
市民生活・地域経済の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制整備の協力 ・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握及び円滑な実施のための準備 ・必要物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者、接触者相談センター等の周知 ・臨時遺体安置所の確保等の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制整備の協力 ・遺体の搬送及び火葬作業に必要な物資の配布 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた一般医療機関における診療の開始等の協力 ・要援護者対策の実施 ・遺体の火葬、安置の準備 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆緊急事態宣言発出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業における水の安定的かつ適切な供給の措置 ・サービス水準に係る市民への呼びかけ ・生活関連物資等の価格 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制確保の協力 ・在宅療養患者の支援 ・遺体の火葬、安置の円滑な実施 ・臨時遺体安置所の確保 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆緊急事態宣言発出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時医療施設の設置協力 ・水道事業における水の安定的かつ適切な供給の措置 ・生活関連物資等の価格安定の要請、措置の実施 ・要援護者への生活支援の実施 ・埋火葬の特例 等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養患者の支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆緊急事態解除宣言発出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの措置の縮小、中止 </div>

V 緊急事態宣言時の国県市ごとの対策の概要

	国(県)内発生早期	国(県)内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態宣言を行い、都道府県の単位を基に措置区域を指定する ★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ ★指定(地方)公共機関に緊急物資等の輸送を要請 ★生活関連物資の価格安定の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ★各事業所の従業員のり患状況等により必要な対策を検討 ★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施 ★特定非常災害の被害者の権利利益の保全等の対策実施 ★特別な金融対策 	<ul style="list-style-type: none"> ★必要に応じ、対策の縮小、中止 ★各事業所へ縮小、中止していた業務の再開の周知
県	<ul style="list-style-type: none"> ★住民等への外出自粛要請 ★学校等施設の使用制限の要請、指示 ★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置 ★指定(地方)公共機関に緊急物資等の輸送を要請 ★生活関連物資の価格安定の要請 ★混乱に乗じた犯罪の取締り 	<ul style="list-style-type: none"> ★住民等への外泊自粛要請 ★学校等施設の使用制限の要請、指示 ★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置 ★対策に必要な物資の売渡しの要請、収用 ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施 ★混乱に乗じた犯罪の取締り 	<ul style="list-style-type: none"> ★必要に応じ、対策の縮小、中止
市	<ul style="list-style-type: none"> ★市町村対策本部を設置 ★市民、事業者等への感染対策実施の要請 ★問合せ・相談窓口体制の充実、強化 ★予防接種(住民接種)の実施 ★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置 ★生活関連物資の価格安定の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ★市町村対策本部を設置 ★市民、事業者等への感染対策実施の要請 ★問合せ・相談窓口体制の充実、強化 ★予防接種(住民接種)の実施 ★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置 ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施 ★要援護者への生活支援等の対応 ★可能な限りの火葬場の稼働 ★遺体安置施設等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ★予防接種(住民接種)の実施 ★必要に応じ、対策の縮小、中止

